

アメリカ高等教育機関における e ラーニングの普及とアクセシビリティ

青木 千帆子¹⁾

1) 早稲田大学 人間科学学術院

chihoko.aoki@aoni.waseda.jp

Development and Accessibility in e-Learning in Higher Education of U.S.

Chihoko Aoki¹⁾

1) School for Human Sciences, Waseda University

概要

本発表では、アメリカにおける e ラーニングの普及とそれに伴い興隆したアクセシビリティに関する議論を文献調査を通して振り返り、日本における e ラーニングのアクセシビリティに関する展望を描く。研究に協力してくださる方を募集しています。

1 はじめに

e ラーニングは 1990 年代に日本に登場し、2000 年代にはその技術の標準化やオープンソース化といった議論が重ねられてきた(仲林, 2012)。一方、2020 年度になると、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国の大学でオンライン授業が展開された。2020 年 7 月に文部科学省が公表した調査によると、83.9%の大学等がオンライン形式で授業を実施している。この際、多くの教員が e ラーニングのプラットフォームとして発展した授業支援システム(以後、LMS)を利用した。授業のオンライン化に際しては、対面での授業を動画や音声、会議ソフト等で代替するだけでなく、遠隔での教材の提供や課題の提出等が求められた。このため、効果的にオンライン授業を進めるために、LMS が多用されたのである。

しかし、障害のある教員や学生が LMS にアクセスできない事態が相次いだ。それは、障害のある教員や学生が LMS を利用するためには、一般の教員や学生が必要とするスキルや、システムにアクセスするための情報に加え、システムやデバイス側のアクセシビリティ、利用者側の支援技術に関する情報とスキルが必須だからだ。加えて、大学で用いられる ICT のアクセシビリティに関する情報を体系的に収集・提供し、質の高い相談支援を提供することができる場合は限られていた。

日本学生支援機構の調査によると、2019 年度高等教育機関に所属する障害のある学生は 37,647 人、障害のある学生が在籍する学校は 937 校(全

学校数の 79.8%) である。

また、障害者の機会均等を目的とする障害者差別解消法の施行により、公立大学では、合理的配慮の提供が義務となっている。このような状況において、大学で利用する ICT のアクセシビリティを確保することは、合理的な範囲の支援の提供により機会均等を確保するための喫緊の課題だと考える。

2 調査の概要

2.1 目的

そこで本発表では、e ラーニングの先進国であるアメリカにおけるその普及と、普及に伴い興隆したアクセシビリティに関する議論を、文献調査を通して振り返り、それらのレビューを通し、日本における e ラーニングのアクセシビリティに関する展望を描く。

2.2 方法

文献調査の対象としては、学術論文、文献データベース、新聞記事、ウェブサイトの記事等を中心に、e ラーニングのアクセシビリティに関し、どのような議論がなされてきたのかを確認した。

3 結果

3.1 アメリカにおける e ラーニングの普及

アメリカでは、1960 年にイリノイ大学にてコンピューターベースのトレーニングプログラム(CBT プログラム)が開発されて以後、e ラーニングが「遠隔教育」の手段として発展を続けてきた。特に、資格を重視する社会状況を背景に、業

務に関連する資格取得を目指す社会人学生が多く、e ラーニングで専門職の認定や学位を取得し、知識の拡大を通じて生活を豊かにする人々が増加した（吉田, 2003）。National Center for Education Statistic の調査によると、2018 年秋時点で、高等教育機関に所属する学生のうち 6,932,074 人（全体の 35.3%）が、何らかの形で e ラーニングを活用している。

2000 年代には、多くの IT 関連企業が e ラーニングの開発に参入するようになった。そのような中、e ラーニングの質や標準化に関する議論も進み、2000 年 9 月には高等教育政策研究所から "Quality on the Line: Benchmarks for Success in Internet-based Distance Education" が公表されている。また、e ラーニング共通化規格である SCORM の最初のバージョンが公表されたのも、2000 年である。

3.2 アクセシビリティに関する議論の興隆

以上のように e ラーニングが普及する中、大学が提供する教育プログラムにアクセスできないことを指摘する声が、障害のある学生から生じる。

論文としては、Fichten らによる障害のある学生を対象として実施したオンラインコースのアクセシビリティに関する実態調査が 2009 年に公表されている（Fichten et al., 2009）。「e Learning Industry」という、IT 関連企業向けの情報サイトにも、2012 年を皮切りにアクセシビリティに関する記事が取り上げられるようになっていく。

その後、2013 年ルイジアナ工科大学、2014 年マイアミ大学オハイオ校、2015 年ハーバード大学とマサチューセッツ工科大学、2016 年カリフォルニア大学バークレー校などに対し、オンラインコースのアクセシビリティをめぐる訴訟が起きた。

このような状況を受け、2018 年には Online Learning Consortium からアクセシビリティのための手引書が公表されている。この手引書によると、e ラーニングのアクセシビリティを担保するための組織の責務として、

- ・ 学生への支援を提供するアクセシビリティ／障害者支援部門の整備
 - ・ アクセシビリティに関する技術的情報提供を行う IT 部門の整備
 - ・ アクセシブルな教材を提供するための学部構成員への研修
- が挙げられている。

3.3 現行の体制

以上のような歴史的経緯を経て、現在アメリカにおいて、e ラーニングのアクセシビリティを確保する体制は、次のようになっている。

まず、ICT のアクセシビリティについては、リハビリテーション法第 508 条にて ICT のアクセシビリティ確保が規定されている。このため、連邦 Access Board がアクセシビリティに関する基準を定め、ICT システムを開発する事業所は、それら基準への準拠状況を示す Voluntary Product Accessibility Templates（以後、VPAT）を製品に添付して提供している。

一方、障害のあるアメリカ人法にて機会均等を義務付けられているアメリカの公立大学は、VPAT 等の情報をもとに ICT 製品を調達する。万が一、それら製品がアクセシビリティを実装していない場合は、大学が訴訟の対象となる。このため、訴訟リスクを最前面で引き受ける大学は、対策として ICT のアクセシビリティに関する専門的知識を有する「支援技術専門家」を学内に配置している（青木, 2019）。

4 現時点のまとめ

以上、アメリカ高等教育機関における e ラーニングの普及とアクセシビリティをめぐる議論が、①新しい ICT が登場し、②その設計が障害者の存在を想定していないために、障害者の社会参加を阻む障壁となり、③社会問題化し訴訟が起き、④対応する制度に基づき体制整備が進むという経緯をたどってきたことを確認した。

実はこのような経緯は、1980 年代にコンピューターとインターネットが普及して以後、新しい ICT が登場する度に繰り返されてきた。3.3 に述べた法律は、いずれも 2000 年までに整備されたものであり、大学が利用する別の ICT に関する訴訟も起きていた。しかし、繰り返されるのである。

そこには、ICT の進歩とそれに伴い勃興するビジネスのライフサイクル、その中で活躍する ICT システム開発者の環境から障害者の存在が不可視化される、missing link とでも呼ぶべき何かが存在するようだ。本発表は、この missing link の正体を見出すために協力して下さる人々を探すために企図されたものである。ご興味を持ってくださった方、発表者までご連絡くださるよう、お願い申し上げます。

参考文献一覧は、当日の報告資料に記載する。